

# 石狩川流域委員会（第30回）

日 時：平成26年10月27日（月）14:30～17:00

場 所：かでる 2・7（北海道立道民活動センター）

4階 大会議室

## 議事次第

1. 開会挨拶

2. 委員紹介

3. 当委員会の運営要領について

4. 議題

（1）石狩川水系河川整備計画策定後の事業進捗状況について

（2）千歳川河川整備計画の一部変更について

（3）夕張川河川整備計画の一部変更について

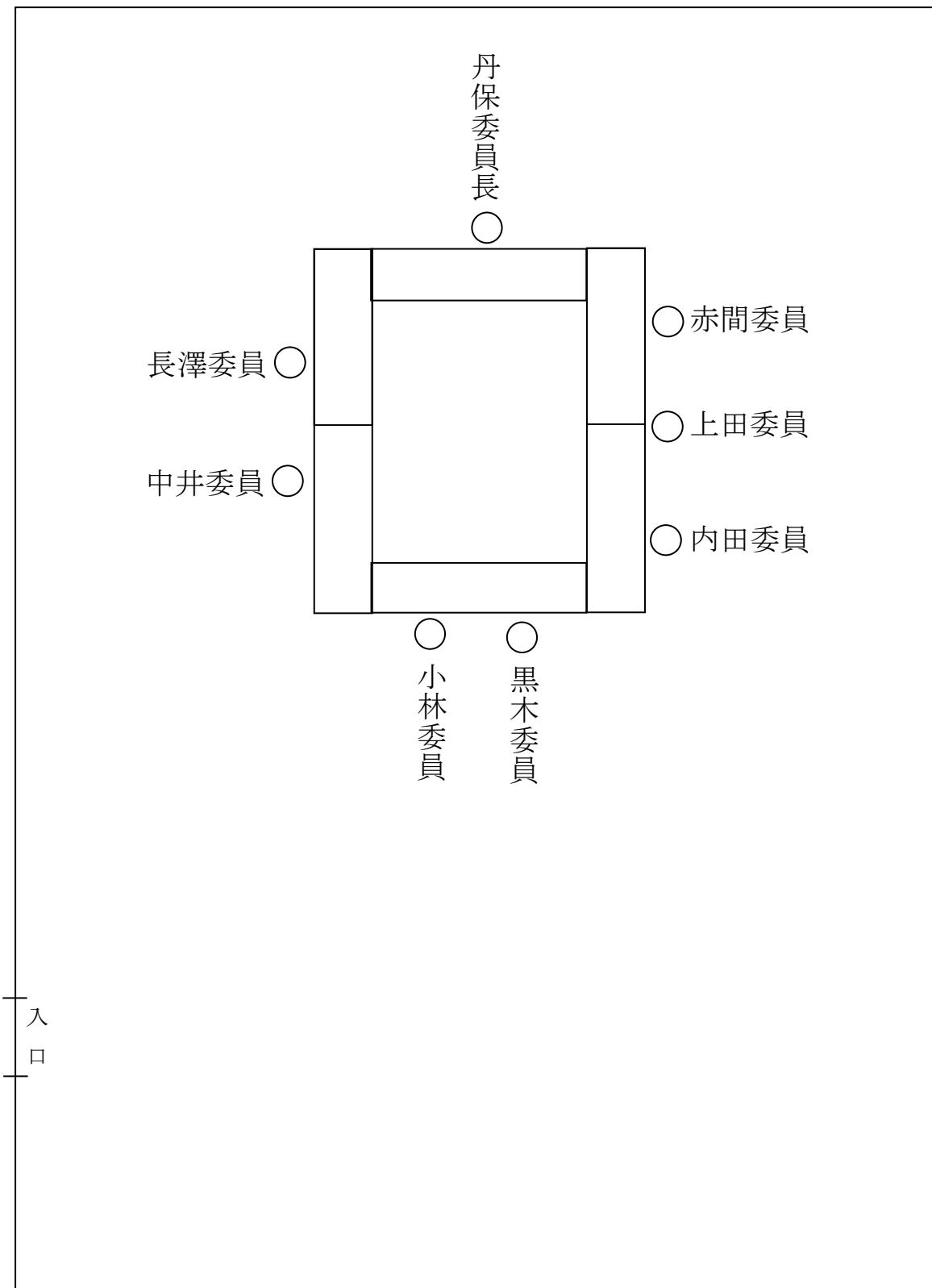
5. 閉会挨拶

## 石狩川流域委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属
あかま 赤間 由美	美唄市立茶志内小学校 専科
うえだ 上田 宏	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 教授
うちだ 内田 和男	北海道武蔵女子短期大学 学長
くろき 黒木 幹男	環境防災研究機構北海道 専務理事
こばやし 小林 英嗣	北海道大学 名誉教授
たんぼ 丹保 憲仁	北海道立総合研究機構 理事長
なかい 中井 和子	北海道教育大学岩見沢校 非常勤講師
ながさわ 長澤 徹明	北海道大学 名誉教授
なかむら 中村 太士	北海道大学大学院農学研究院 教授
やまだ 山田 正	中央大学理工学部都市環境学科 教授

## 石狩川流域委員会（第30回） 座席表



# 石狩川流域委員会運営要領

本運営要領は、石狩川流域委員会設置要領(平成16年4月30日付北開局河計第14-1号、以下「設置要領」という。)に基づき、石狩川流域委員会（以下「委員会」という。）の運営に關し必要な事項を定めるものとする。

## 1. 委員会の運営に関する事項

### (1) 委員会の公開

- ・委員会については、原則として公開で審議する。

### (2) 委員会の傍聴

- ・委員会は、傍聴することができる。
- ・円滑な審議を行うため傍聴者は、意見を述べることはできない。
- ・傍聴者の申し込みは、当日会場で受け付ける。ただし、会場に入りきれない場合は先着順とする。

### (3) 委員会の記録

- ・事務局は、会議の議事内容について、その議事要旨および議事録を作成し、委員長および出席委員の確認を得る。

### (4) 会議資料等の公開

- ・会議資料および議事要旨、議事録は公開とする。ただし、個人情報、貴重種情報等公開することが適当でないと判断されるものについては、公開しないものとする。

## 2. 運営要領の見直し

- ・本運営要領は、必要が生じた場合は見直すことができる。

## 3. 施行期日

- ・本運営要領は、平成16年4月30日から施行する。

# 石狩川流域委員会設置要領

○北開局河計第14-1号

石狩川流域委員会設置要領を次のように定める。

平成16年4月30日

北海道開発局長 山本 隆幸

石狩川流域委員会設置要領

(設置及び目的)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項に基づき、国土交通省北海道開発局長（以下「開発局長」という。）が定める「石狩川水系河川整備計画（大臣管理区間）」について、当該計画の案を作成するに当たり、同法同条第3項に基づき学識経験を有する者の意見を聴くため、北海道開発局に石狩川流域委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、石狩川の整備の現状と将来像を考慮し、当該計画の案を作成するに当たり、開発局長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する者の中から開発局長が委嘱する者をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出し、委員会の会務を総括する。
- 5 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、原則として公開で行うものとし、公開の方法は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、札幌開発建設部及び旭川開発建設部に置く。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成16年4月30日から施行する。

附 則〔平成26年10月27日北開局河計第23-1号〕

この要領は、平成26年10月27日から施行する。

## 資料A

### 河川法及び河川法施行令の抜粋

#### (河川整備計画)

#### 法律

- 第十六条の二** 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。
- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に在する河川にあっては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講じるよう特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならぬ。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

#### (河川整備計画に定める事項)

#### 政令

- 第十条の三** 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 河川整備計画の目標に関する事項
- 二 河川整備の実施に関する事項
- イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

#### (関係都道府県知事等の意見の聴取等)

- 第十条の四** 河川管理者は、河川整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣である場合にあっては関係都道府県知事の意見を、都道府県知事である場合にあっては関係市町村長の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画に高規格堤防の設置に係る河川工事の施工の場所を定めたときは、速やかに、その場所を関係都道府県知事に通知するものとする。

## 河川整備計画 [変更] の策定の流れ

現河川整備計画

- 千歳川河川整備計画（平成 17 年 4 月策定）
- 夕張川河川整備計画（平成 17 年 4 月策定）
- 幾春別川河川整備計画（平成 18 年 3 月策定）
- 豊平川河川整備計画（平成 18 年 9 月策定）
- 空知川河川整備計画（平成 18 年 12 月策定）
- 雨竜川河川整備計画（平成 19 年 5 月策定）
- 石狩川（上流）河川整備計画（平成 19 年 9 月策定）
- 石狩川（下流）河川整備計画（平成 19 年 9 月策定）

河川整備計画 [変更]

千歳川および夕張川河川整備計画の  
一部変更が必要となる事象の発生

河川整備計画 [変更]（原案）

関係住民の意見

原案の縦覧  
(ホームページや  
河川事務所、市役所  
等での閲覧)

意見募集  
(ホームページ、  
郵送、FAX)

学識経験者の意見

石狩川流域委員会

意見

意見

河川整備計画 [変更]（案）

北海道知事等の意見

意見

河川整備計画 [変更]